

令和3（2021）年度上都賀地区ふれあい学習推進会議設置要領

（趣旨）

第1条 上都賀地区において、学校・家庭・地域社会が連携・協力し、子どもの「生きる力」をはぐくむとともに、家庭・地域の教育力の再生・充実を目指す地域づくりの推進を目的として、上都賀地区ふれあい学習推進会議（以下「推進会議」という）を設置する。

（任務）

第2条 推進会議は次に掲げる事項を任務とする。

- （1）ふれあい学習推進の方策についての協議
- （2）ふれあい学習推進にかかわる情報の提供・収集

（組織）

第3条 1 委員は次に掲げる者とし、栃木県教育委員会事務局上都賀教育事務所長（以下「事務所長」という）が委嘱（任命）する。

- （1）市生涯学習課職員
 - （2）市公民館職員
 - （3）地区社会福祉協議会職員
 - （4）地区家庭教育関係者
 - （5）地区地域活動実践者
 - （6）地区 NPO 法人、民間団体、企業等関係者
 - （7）管内幼稚園、保育園、認定子ども園職員
 - （8）管内小学校・中学校・高等学校教職員
- 2 推進会議は、事務所長が主宰する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日からその日の属する年度の末日までとする。

ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（招集）

第5条 推進会議は、事務所長が招集する。

（事務局）

第6条 事務局は、栃木県教育委員会事務局上都賀教育事務所ふれあい学習課に置く。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

この要領は、平成30年4月1日から適用する。